

エネルギー価格高騰対応運送事業者支援事業のお知らせ

町では、エネルギー価格の高騰の影響を受けている町内運送事業者の事業の継続を支えるため、町内運送事業者に対して燃油購入費用の一部を支援します。

1 支給対象事業者

次の（１）から（４）に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- （１） 町内に本店、支店、営業所等を置く中小企業者（法人・個人事業主）で、次の道路運送事業などを営むもの。
 - ア 道路運送法第３条に規定する旅客自動車運送事業（乗り合いバス等は除く。）
 - イ 貨物自動車運送事業法第２条第１項に規定する貨物自動車運送事業
 - ウ 海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業
 - エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項に規定する一般廃棄物処理業
- （２） 申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- （３） 代表者、役員等に暴力団員などが含まれていないこと
- （４） 町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が令和６年７月から令和６年１２月までの期間に購入した燃油（ガソリン、軽油および液化石油ガス）の費用

3 支援金の額

支援金の額は、購入した燃油１リットル当たり１５円とし、事業用車両など１台につき月額３万円を上限とします。ただし、町からの受託業務に使用する車両は、支援金の支給の対象としません。

4 申請期間

令和７年２月２０日（木）から令和７年３月１７日（月）まで

5 申請書

南三陸町商工観光課窓口に備え付けのほか、ホームページに掲載しています。

6 問合せ先

南三陸町商工観光課商工業立地推進係（０２２６－４６－１３８５）